悪質商法被害を防止するための割賦販売法改正を求める意見書

クレジット(割賦販売)は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に 広く普及し、現代社会では欠かせないものになっている。

クレジットは大きく分けると、クレジットカードによる「カード型クレジット」と、カードを使わない「契約書型クレジット」がある。現在、この「契約書型クレジット」が、主に訪問販売などによる強引・悪質な販売方法と結びつき、高額で深刻な被害を引き起こし、大きな社会問題になっている。また、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服などの販売が次々と繰り返されたり、年齢・性別を問わずマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このような被害のほとんどは、契約書型クレジットの構造的問題から生じており、クレジット会社のずさんな与信審査が大きな原因となっている。

悪質商法を防止するためには、クレジットの過剰与信・不適正与信をなくすことが必要である。そのため、経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように多発する深刻な被害を受けて、平成19年2月から、取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、まもなく法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、被害の集中している契約書型に焦点を絞り、クレジット会社の責任において被害の防止と取引適正化を実現する法制度を整備し、消費者が安心して利用できるクレジット制度にすることが必要である。

よって、国会及び政府においては、割賦販売法改正に当たり、下記の事項について早急に取り組むよう強く要請する。

記

- 1 顧客の支払い能力を超えるクレジット契約(過剰与信)を防止するため、クレジット会社に対して実効性のある制限を設けること。
- 2 クレジット会社には、悪質商法にクレジットが使われないようにする義務と、支払った代金の返還についても販売業者と同じ責任を持たせること。
- 3 契約書型のクレジット業者にも、登録制などの規制を設けるとともに、契約書面 交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。
- 4 政令指定商品制を廃止し、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年(2007年)11月2日

札 幌 市 議 会

(提出先) 衆議院議員、参議院議員、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣

(提出者) 全議員